

日本ボーイスカウト兵庫連盟阪神北地区

第1回阪神北地区合同野営大会

安全管理ハンドブック



テーマ：スカウトの輪をひろげよう



場 所 兵庫県養父市・氷ノ山国際スキー場
期 間 平成29年8月9日(水)～8月13日(日)
主 催 日本ボーイスカウト兵庫連盟阪神北地区

目 次

序文

第1章 総則

- 1. 基本原則…………… 1
- 2. 安全管理の組織と業務…………… 2

第2章 生活における安全

- 1. 基本…………… 2
- 2. 安全管理…………… 3
- 3. 天候等への対策…………… 4

第3章 プログラム活動における安全管理

- 1. 基本…………… 5
- 2. 安全管理の方法…………… 6
- 3. 安全指導について…………… 7

第4章 救護所の設置

- 1. 救護所と委託病院…………… 7
- 2. 対応…………… 7

第5章 事故対策

- 1. 緊急連絡先…………… 8
- 2. 事故発生時の一般原則…………… 8
- 3. 事故処理…………… 8
- 4. 部外発表…………… 9

付表 安全管理組織…………… 10

事故対策図…………… 11

序文

安全はすべてに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適な活動をおくれるように運営に心掛けるものとする。

この安全管理ハンドブックは、大会の運営にあたり必要な安全対策の概要を示したものであり、別に配布された指導者向けの「隊長の手引き」、スカウト向けの「プログラムガイドブック」等を含めて安全な活動の指針として活用をされたい。

また、各SCのフィールド環境によっては、個別の安全管理が生じることもあるので、これらに対応できるよう個別指導をしてください。

第1章 総則

1. 基本原則

- (1) 会期中、参加者一人ひとりが健康と安全に留意して快適な生活をおくるとともに、事故の未然防止に努め、心に残る大会とする。
- (2) 指導者は、集散のための移動ならびに会期中、スカウトへの安全指導、安全対策に万全の配慮をする。また、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するように指導する。
- (3) 参加スカウトは、指導者の指示や定められたルールを守り、一瞬の気の「ゆるみ」が事故につながることを自覚する。
- (4) 参加者の違反行為が原因で事故を起こしたときは、保険金の支払いが行われない場合がある事を認識する。

2. 安全管理の組織と業務

安全管理に関することを掌握するため、大会運営本部長を統轄安全管理者、大会運営副本部長を安全管理者とし、各SCにあつては各副野営長を安全管理者とする。

また、必要に応じて副安全管理者及び安全係などを専任させる。

上記の安全管理者等にあつては、安全に関する助言と勧告を行うとともに、責任者の指示に基づいて指導、監督を行うこととする。

詳細は、付表安全管理組織図による。

(安全会議)

(1) 統轄安全会議

統轄安全管理者は、必要に応じて管理者を招集し、自ら議長となって開催する。

(2) 安全会議

各安全管理者は、必要に応じて関係者を招集し、自ら議長となって開催する。

第2章 生活における安全管理

1. 基本

(1) 安全で快適な野営生活をおくるには、指導者・スカウトとも予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。

(2) 参加者は野営日課を厳守し、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔等の基本事項を身に付け、健康に留意した快適な生活環境の保持と時間の管理により、節度ある野営生活をおくる。

① 出発まで規則正しい生活をおくり、体調を整える。

② 出発前1週間の健康状態に異常がないか確認する。

③ 活動期間中をとおして定時に健康調査を行う。

④ 健康と安全の基本となる洗顔、手洗い、水浴び、着替えを励行する。

⑤ 肌着の洗濯、衣類寝具等の乾燥、テント内外の乾燥に留意する。

⑥ 活動中は常に健康保険証のコピーを所持し、緊急の場合にはすぐに連絡や

対応ができるようにする。

2. 安全管理

(1) 交通安全

会場外での活動では、特に交通安全に注意すること。また、会場内においても配給や救護等の車輛往来に注意する。

場内とアリーナ会場は、一般道路が横断していることから、指定された箇所以外での道路横断は厳禁とする。

(2) 正しい用具の使用

- ・設営のための用具の使用は平素の訓練の成果を示すよい機会であることを念頭におく。
- ・包丁、なた、斧、ナイフ等の刃物の扱い方の安全管理を徹底し、工具・刃物による傷を負わないように注意する。特に刃物の携行については必要な時だけとする。
- ・刃物を必要とするプログラムへの参加の往復途上等では、必ずザックあるいはリュックサックに収納するよう徹底指導する。

(3) 食中毒の防止

- ・配給された食材料のうち、変色や味が変わったものは、直ちに配給担当者に届け出ること。
- ・生水は飲料水とせず、煮沸したお茶などを飲用する。

(4) 火災防止

- ・火気の取り扱いおよび火災発生の予防に万全の注意を払い、火気を使用する時には常に消火のことを念頭に置くようにする。
- ・火災が発生した場合は直ちに周囲に伝えるとともに初期消火に努め、野営管理班(部)に急報する。

(5) 塵 介

- ・大会には予め余分なものは持ち込まない事とし、残材やゴミは減量・減容に努める。
- ・会期中は環境を良好に保つために、指示に従い塵介を分別して、指定された場所に集積・運搬する。

3. 天候等への対策

(1) 熱中症・日焼けの防止

熱射病(日射病)、熱疲労、熱けいれんを総称し、熱中症という。いずれも、高温環境下に長時間立っていたり、作業していたりするときに起こり、体温調節や血液の流れが阻害され、熱が発散せず、いわゆる「うつ熱」と水分及び塩分の欠乏が原因である。日常よく出会う日射病は、頭部または頸部に長時間、直射日光を受けた場合に起こる。

次の事項に留意する。

- ① 首筋や背中を直接日光にさらさないよう、作業帽と服装に注意する。
- ② 炎天下での作業に際しては適時、日陰での小休止、水分、塩分の補給に配慮する。
- ③ 野営目課に基づき、食事と睡眠を十分にとる。

(2) 雷対策

落雷の持つ巨大なエネルギーからみれば、人間の絶縁保護作用は皆無に等しく、人への落雷は、金属類を身に付けているかいないにかかわらず、人そのものが電流の良導体であることを理解する。また、落雷は金属、非金属にかかわらず、高く突き出ているものに落ちやすい。

これらのことから、雷が発生した場合には次の事項に留意する。

- ① 雲が接近して大粒の雨がともなうときは、雷雲がすぐ頭上にある。大粒の雨はヒョウやアラレになりそこねたもので、落雷直前を意味するので、直ちに安全地帯に退避する。
- ② 雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や、稜線より低い森林地帯に退避する。
屋根、水辺、広場、高い木の真下は危険。
- ③ 高いポールや樹木(樹木の場合は、枝先・葉先)から必ず2 m以上離れる。2 m以上の距離をとらず、また、木の近くに立っていることは、平地に立っているよりも危険をとまなう。ポールや樹木が4 m以上の高さの時は、その根元から4 m以内の範囲で姿勢を低くしてしゃがむ。(頂点を45度の仰角でみる範囲に入る)

なお、送電線や配電線の高さの2倍幅の帯状域内も保護範囲となる。

(3) 風雨対策

- ① 風雨に備えキャンプサイトを設営する時から地形と水路をよく確認する。
- ② テント等の張り綱は、気象の変化に対して絶えず張り具合を調節する。
- ③ 非常の場合に備えて個人装備品を整理し、れないように配慮する。
- ④ 台風や豪雨等によって野営生活が困難になった場合、または危険が予想される場合は、スカウトの安全を確保すると同時に、大会本部等のその指示に従って行動する。

(4) 地震・火山の噴火

地震・火山の噴火については、予測が困難であるが、場内は地割れ、山津波、橋の倒壊、噴石、火砕サージ等が予想される。

(5) 緊急退避

- ① 台風や豪雨、地震等によって野営生活が困難であると判断した場合は、大会本部によって退避命令を発令するので、その指示によりやかに退避すること。
- ② 退避の指示を受けたSCと隊は、人員をやかに確認をしてから大会本部の指示により行動をすること。

第3章 プログラム活動における安全管理

1. 基本

プログラム活動において事故を防止するには、関係者が方法、実施場所・施設、用具、人員等について、常に安全管理に即した対応をすることが求められる。また、参加者は安全管理に関わる注意義務を遵守することが基本で、それぞれの立場で事前の検討と実施にあたっての安全対策を講ずることが必要である。

2. 安全管理の方法

(1) 活動方法の安全管理

プログラム活動の実施にあたっては、段階を追って、ゆとりを持って展開する。活動は一般的に準備運動から始まり、主たる活動の展開、そして整理運動の順となるが、技術の難易度、実施時間の長短、時期等についても留意する。

(2) 場所の安全管理

- ① プログラム活動は、活動の目的に適合した施設で、周辺の状況を十分に把握したうえで実施する。事前に調査を十分に行い、緊急時に備えた対応策を整える。
- ② 場所の整備が不十分なために危険な状況が予測される場合には、一時活動を中止して、ただちに修復する。
- ③ 修復不可能な場合には、そのプログラムを中止する。
- ④ 気象条件が著しく悪化して危険な状況が予測される場合には、関係者と協議のうえ、そのプログラムを中止する。

(3) 用具の安全管理

プログラムに使用する用具は常に点検を行い、破損した用具は絶対に使用しない。

(4) 参加者の安全管理

活動の主体である人をめぐる安全管理は身体の状態、心の状態等、複雑な要素を含む。

このため、健康観察による的確な指示と、参加スカウトからの自主的な健康申告を行い、小さな異常や変化の有無に気を配る。

① 活動方法の安全管理

プログラム活動の実施にあたっては、段階を追って、ゆとりをもって展開する。

活動は一般的には準備運動に始まり、主たる活動の展開、そして整理運動に

終わるが、技術の難易度、実施時間の長短、時期等についても留意する。

② 場所の安全管理

- ・プログラムは、活動の目的に適合した施設で、周辺の状況を十分に把握した上で実施することが基本である。事前調査を十分に行い緊急時に備えた対応策を整える。
- ・場所の整備が不十分なために危険な状況が予想される場合には、一時活動を中止して、直ちに修復を行う。
- ・修復不可能な場合には、そのプログラムを中止する。
- ・気象条件が著しく悪化して危険な状況が予測される場合には、関係者との協議の上、そのプログラムを中止する。

③ 用具の安全管理

- ・プログラムに使用する用具は常に点検を行い、用途・目的に合った使用をする。

また、破損した用具は絶対に使用しない。

④ 参加者の安全管理

- ・参加者の心身状態は安全管理にとって重大な要素となる。日々の健康状態の観察、スカウトからの自主的な申告など、小さな異常や変化の有無に気を配る。

3. 安全指導について

参加者一人ひとりが安全について理解させ、安全確保が習慣化するように指導し、次の事項について十分理解させる。

- (1) 活動中は常に健康保険証のコピーを所持する
- (2) 定められたルールを守る
- (3) 自分の行動に責任を持つ
- (4) プログラムの正しい実施
- (5) 用具の正しい利用
- (6) 健康状態の把握
- (7) 適正な服装と的確な行動

第4章 救護所の設置

1. 救護所と委託病院

参加者の健康管理に万全を期すために救護所を設置し、場外には委託の病院を指定する。

※診療委託病院：（ ）

2. 対応

- (1) 傷病者は、所属長の許可を受けて救護所において担当医師の診察を受ける。
- (2) 会場内で発生した患者のうち、救護所担当医師の判断によって場外の委託病院に搬送する場合がある。
- (3) 場外の委託病院での診察治療費は自己負担とし、参加者は健康保険証またはコピーを常に携帯する。

第5章 事故対策

1. 緊急連絡先

参加者は緊急連絡先を必ず明記する。所属長は緊急連絡先を事前に確認しておくとともに、特に住所以外に緊急連絡先がある場合には把握しておく。

2. 事故発生時の一般原則

(1) 当事者に対する措置

人命救助を最優先とし、健康保全のための適切な処置をとる。

(2) 通報 「いつ、どこで、だれが、どうしたか」を活動責任者に報告し、「今、しなければならぬことは何か」の指示を受ける。

(3) 搬送 傷害の状況に応じた方法にて救護所に搬送する。また、医師の判断によって救護所から医療機関への搬送を行う。

(4) 証拠、現場の保全

現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、目撃者の所属・氏名の確認に留意する。

(5) 報告

上位の管理者に事故災害の状況を報告する。

3. 事故処理

(1) 事故報告

事故の人身・対物を問わず、直ちに安全管理者に報告する。

(2) 人身事故

事故が人身に関わる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のための応急処置をとった後、事故報告の手続きをとる。

(3) 管理者の処置

事故の報告を受けた管理者は、直ちに上位の管理者に順次通報する。

(4) 重症、死亡事故、行方不明発生事故

発生事故が重傷または死亡に関わる場合、または参加者が行方不明となった場合に統括安全管理者は緊急対策本部を設置し、必要な事後処理を命ずる。重症または

死亡事故発生に際しては、その近親者を現地に向かわせるための手配をする。

(5) 重大事故の処理

統轄安全管理者は、重大事故発生に際しては、次のように処理する。

(対策本部)

事後処理のため、緊急対策本部を編成する。

(事情聴取)

事故に関わりのある指導者及び救助に立ち合った関係者から詳細な事情説明を受ける。

(救 助)

必要と思われるあらゆる救助活動に協力する。

(連絡調整)

被害者の所属隊長と密接な連絡を取り、事後処理の手続きを進める。

(報告書)

事故の状況及びその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成する。なお、報告書には事故発生の責任の所在に関しては記載せず、明らかな事実のみを報告する。

(中止勧告)

安全のため必要と判断した場合は、活動の中止、または延期を勧告する。

4. 部外発表

事故に関する外部への発表は、大会本部を通じて行い、参加者全員は不必要な言動によって誤解を招かぬよう、慎重な対応を行う必要がある。

